

岩手県告示第669号

平成23年8月22日付け官報第5623号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成23年農林水産省告示第1600号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 八幡平市高畑88の2、88の7、88の115、88の117、88の120、88の127、88の139、88の146、扇畑218、224の10、224の28、224の38、224の41、224の62、224の64、224の127、224の135から224の137まで、224の208

(2) 所在が不明である通知の相手方 大森荘治、勝又定夫、勝又佐太郎、斉藤西藏、齋藤博光、齋藤真樹、斉藤義身、佐々木和雄、関昭男、関市太、関榮次郎、関正一郎、関千太郎、関民雄、関長吉、関徳次郎、関利行、関知己、関西松、関与一郎、関与吉、関嘉治郎、関若松、柚善太郎、立花春藏、畠山金四郎、畠山善治

2 通知の内容を掲示した場所 八幡平市役所